

「裁判所法の一部を改正する法律」の成立に伴い司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明

2012年9月10日

静岡県弁護士会

会長　渥美利之

第1 声明の趣旨

当会は、本年7月27日に成立した「裁判所法の一部を改正する法律」に基づき設置された法曹養成制度関係閣僚会議及び法曹養成制度検討会議において、初めて貸与制が実施されている第65期司法修習生の現状を十分に調査した上、司法修習生に修習専念義務が課されていることの代償措置として、給費制を復活する判断がなされることを強く求める。

第2 声明の理由

1 本年7月27日、一年以内に法科大学院や法曹人口などを含む法曹養成制度全体を見直すことを実質的な目的とする「裁判所法の一部を改正する法律」が成立し、見直しの検討機関として、内閣に法曹養成制度関係閣僚会議が設置され、その下に法曹養成制度検討会議が設置された。本改正法は、法曹資格取得後などに経済的困窮状態となった場合の返還猶予を認めたのであるが、貸与制継続を前提としている点で多いに問題がある。

(1) もとより、法曹になるためには原則として司法修習を受けなければならない。ところが、実務修習地は最高裁判所によって決められ、司法修習生は全国各地への転居を余儀なくされ、転居費用が発生する。そればかりか、書面作成にはパソコンや専門書が必要であり、司法修習にふさわしい服装も求められ、加えて実務修習先に行くのに交通費もかかる。特に静岡県では、裁判所の本庁所在地から沼津や浜松などの支部所在地等まで移動しなければならないが、その交通費が捻出で

きなければ、司法修習の実施 자체が困難になる。

- (2) ところが、その費用を支出するにしても、修習専念義務が課せられており、上記のような費用や必要最低限の生活費を賄うために就労することすらできない。また、修習専念義務については、例外的にアルバイトを容認する意見もあるが、僅か1年に短縮された修習期間中に実務経験を積まなければならない現実に鑑みると、アルバイトをする余裕は無いことは明らかである。しかも、十分な経験を積まない法曹の出現は、司法サービスの受け手である市民に不利益をもたらす。
- (3) さらに、法曹志望者数が激減している現状があり、このような中で給費制を廃止し、司法修習生に経済的負担を強いることは、国家として、法曹になることに対するマイナスのメッセージを発していることになる。多数の弁護士が東日本大震災被災者を支援するために手弁当で活動していることを見れば分かることおり、これまでの給費制は、困難な状況にある市民を支える優秀な人材を養成することに役立ってきた。司法修習生に対する経済的支援の目的は、修習専念義務に対する代償というばかりでなく、このような人材の養成にもあったのである。ところが、その目的を達成する手段として貸与制を採用することは、上記のような不合理な経済的負担を司法修習生に負わせる結果となり、手弁当で公益的な活動をする余裕はなくなってしまうため、全く目的に反した効果を生じさせてしまっているのである。

2 このような問題があるにもかかわらず、法曹の養成に関するフォーラムでは、給費制の存廃についてたった3回しか議論がされていない。事前に貸与制にすることが決まっているかのような議論のされ方であつたし、委員の人選自体も、貸与制を前提とする人物が選ばれていたのではないかとの疑いすらあるところである。

そればかりか、法曹の養成に関するフォーラムでは、まだ貸与制が実施されていない状況で、貸与制の下で生じる問題点は十分に検証されな

いまま判断された。そこで、フォーラムの後継組織においては、初めて貸与制を経験している第65期の状況、どの程度経費が掛かってしまっているか等を十分調査して、司法修習生に対する経済的援助の在り方を判断すべきである。

そして、修習専念義務を課している以上、必要最低限の生活費や修習を実施するためにはどうしても発生する費用については、この負担を司法修習生に課すのは不合理であり、貸与ではなく、給付する仕組みとすべきである。

3 現在、法曹を志望する者にとっては、原則として法科大学院の修了が要件になるなど少なからず経済的負担があるところであり、貸与制の負担はさらに法曹志望者を減少させることにつながるものである。

すなわち、司法修習生に対する経済的支援の在り方が給費制、貸与制のいずれであるかは、高度の専門的能力と職業倫理を併せもった質の高い法曹の養成を担う司法修習制度の根幹にかかわる問題であるということが十分に認識されるべきである。

当会は、法曹養成制度関係閣僚会議及び法曹養成制度検討会議において、このような観点からの議論が十分に尽くされ、給費制を復活する判断がなされることを強く求めるものである。

以上